

奈良県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十三号

奈良県文化会館条例の一部を改正する条例

奈良県文化会館条例（昭和四十三年四月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。